

熱中症対策を実施する中小企業者等を支援します！

～焼津市事業者猛暑対策支援事業補助金のご案内～

焼津市では、熱中症対策として、市内事業者が導入する猛暑対策設備や機器等の導入・設置費用の一部を支援します。

<補助対象経費>

猛暑対策設備等の導入に係る次の経費とします。

｜ 設計費 ｜ 設備購入費 ｜ 導入工事費 ｜ 諸経費（共通仮設費など） ｜

猛暑対策設備等導入の例

｜ エアコン（更新に限る） ｜ ミストシャワー ｜ シーリングファン ｜
｜ スポットクーラー ｜ 大型扇風機 ｜ スプリンクラー ｜ 水分補給器具 ｜
｜ 循環扇 ｜ 建築物等の断熱工事 ｜

<補助の要件>

- 令和6年4月1日以降に導入する設備であること
- 交付要綱に掲げる設備等の導入に係る経費であること

<補助の対象者>

- 市内に事業所を有する中小企業者等（法人・個人事業主）
- 市内に居住若しくは本店を有する令和5年の農産物販売額が50万円以上の農業者

<補助率>

補助対象経費の1/2以内 上限20万円

市ホームページはこちら。
交付要綱とともに、
必ずご確認ください！

<申請（完了）期限>

令和7年3月7日（金）までに交付申請兼実績報告を提出

<その他>

補助金の申請手順等については、焼津市HPをご覧ください。

< <https://www.city.yaizu.lg.jp/business/kigyo-shien/shien-hojo/intense-heat.html> >



問合せ：焼津市商工観光課商工政策担当（Tel:054-626-1175）
農業者については：農政課農業振興担当（Tel:054-626-2157）